

## 吹田市医療機関等物価高騰対策応援金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、物価高騰の影響を受けている吹田市内の医療機関等（病院、診療所（歯科を含む）、薬局、助産所、歯科技工所、施術所）に対し、市が物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を交付することにより、地域医療体制の継続及び維持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「医療機関等」とは、次に掲げるものとする。

#### (1) 病院

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に定める病院

#### (2) 診療所（歯科を含む）

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に定める診療所

#### (3) 薬局

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

第2条第12項に定める薬局

#### (4) 助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に定める助産所

#### (5) 歯科技工所

歯科技工法（昭和30年法第168号）第2条第3項に定める歯科技工所

#### (6) 施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律（昭和22年法217号）第9条の

2及び3に定める施術所並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に定める  
施術所

### (対象)

第3条 応援金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する医療機関等とする。

- (1) 令和8年1月1日時点で吹田市保健所管内に所在している医療機関等であること。
- (2) 令和8年1月1日からこの要領に基づく申請日までの間、事業を休止していないこと。
- (3) 申請日以降、引き続き事業を継続する予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める医療機関等は、応援金の交付対象としない。

- (1) 開設者が国、都道府県、市町村の医療機関等
- (2) 開設地への郵便物が不着等により事業を実質的に継続していると認められない医療機関等  
(金額等)

第4条 応援金の額は、別表のとおりとする。

- 2 応援金の交付は、1医療機関等につき1回限りとする。
- 3 同一の場所で運営されるあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所及び柔道整復施術所について  
は、一つの施術所とみなす。

### (交付申請等)

第5条 応援金の交付を受けようとする医療機関等は、市長が指定する期日までに、吹田市医療機関等

物価高騰対策応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、応援金を交付すべきものと認めるときは、吹田市医療機関等物価高騰対策応援金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請及び請求をした医療機関等に通知する。

（応援金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による交付決定の日から30日以内に当該医療機関等に応援金を交付する。

（交付の取消し等）

第8条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けた医療機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金を交付せず、又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により応援金を受けたとき又は受けようとしたとき。
- （2）次条又は第10条後段の規定に違反したとき。
- （3）その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

（帳簿等の整備）

第9条 応援金の交付を受けた医療機関等は、当該応援金に係る収入及び物価高騰対策に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、かつ、これらの帳簿等を当該交付が行われた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（報告の徴取等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、応援金の交付を受けた医療機関等に対し、当該応援金の使途について報告を求め、又は職員にその使途について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、当該医療機関等は、正当な理由がない限り、前条の帳簿等の提出その他の要求を拒んではならない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、保健所長が定める。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から実施する。

別表（第4条関係）

区分	金額
病院	許可病床数1床につき20,000円

診療所（有床）	許可病床数 1 床につき 20,000 円
診療所（無床、歯科）	50,000 円
薬局	50,000 円
助産所（入所施設あり）	50,000 円
助産所（出張のみ）	30,000 円
歯科技工所	50,000 円
施術所（施設あり）	50,000 円
施術所（出張のみ）	30,000 円